

旭川市民生委員推薦会について

1 委員構成

- ・委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。
（民生委員法第 8 条第 2 項）
- ・旭川市民生委員推薦会の委員の定数は 6 人とする。（民生委員法施行細則第 2 条）
- ・委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。（民生委員法施行細則第 2 条第 2 項）
 - 1 民生委員
 - 2 社会福祉事業の実施に関係のある者
 - 3 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
 - 4 教育に関係のある者
 - 5 関係行政機関の職員
 - 6 学識経験のある者
- ・委員は、再任されることができる。（民生委員法施行細則第 2 条第 3 項）
- ・民生委員推薦会には委員長一人を置く。委員長は委員の互選とする。
（民生委員法第 8 条第 3 項）
- ・委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、職務を代理する。
（民生委員法施行令第 2 条第 2 項）

2 委員任期

- ・民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。
（民生委員法施行令第 1 条第 1 項）
- ・旭川市民生委員推薦会委員の任期は、3 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。（民生委員法施行令第 1 条第 2 項）

3 開会・採決

- ・民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
（民生委員法施行令第 4 条）
- ・民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。（民生委員法施行令第 5 条）

4 民生委員候補者審議に係る推薦基準

- ・「旭川市民生委員・児童委員候補者推薦要領及び旭川市主任児童委員候補者推薦要領」（平成 31 年 2 月 19 日当推薦会において決定）に基づき、候補者推薦についての審議を行う。